

草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	草津市相談支援体制検討プロジェクト会議	報告者	河尻 朋和
部会長	園田実秉 プロジェクトリーダー		
副部会長	河尻朋和 副プロジェクトリーダー		
参加機関 委 員	<p>(敬称略)</p> <p>園田 実秉 (NPO 法人草津市心身障害児者連絡協議会 理事長)、河尻 朋和 (滋賀障害者雇用支援センター：就労支援機関の代表)、黒木 稔 (地域生活支援センター風：託相談支援事業所の代表)、大橋 栄志 (社会福祉法人若竹会：障害者支援施設の代表)、大平 真太郎 (滋賀県障害者自立支援協議会)、中村 順子 (おひさまハウス：相談支援事業所の代表(児童))、倉田 朋良 (草津市発達支援センター：相談支援事業所の代表(児童))、木野 巧也 (障害福祉課 相談支援係)、國松 優一 (障害福祉課 障害福祉係)、小枝 昭彦 (草津市障害者福祉センター)</p>		
事務局	涌井 康貴 (草津市立障害者福祉センター、寺嶋 博子 (基幹相談支援コーディネーター)		
活動報告			
今年度のねらい	令和2年に検討を行った結果に基づいて草津市の相談支援体制のあるべき姿について検討した結果をまとめ、自立支援協議会、草津市に提言する。		
回数	開催日時	参加数	
第1回	令和3年7月7日 (水) 13時30分～15時30分	機関数：9機関 参加数 12人	

【テーマ】第1回～第4回の会議まとめ

草津市障害者相談支援事業提言書（第一次提案）

【会場】草津市立障害者福祉センター

【内 容】協議事項（項目）

草津市障害者相談支援事業提言書（第一次提案）

1. 初めに (1) 相談支援事業の開始と経過 ○制度上の課題 ○草津市の相談支援事業の経過
○草津市相談支援体制検討プロジェクトの設置
2. 草津市の相談支援体制の現状と課題 (1) 計画相談支援、障害児相談支援 (2) 一般的な相談支援 (3) 基幹相談支援センターと自立支援協議会
3. 相談支援体制の改革案 (1) 重層的な相談支援体制の整備 (2) 相談支援事業所の独立採算・安定運営と役割分担 (3) 障害者横断支援事業（計画相談）の対象者数に見合う相談員の確保
(4) 一般相談の機能強化 (5) 基幹相談支援センターの早期設置と複数職員の配置 (6) 人材育成と確保

【協議の概要】

前年度第4回で事務局から提案した提言書（案）については、草津市全体という視点が不足しているという意見を受け、再度プロジェクトの提言書を修正し、今回「第一次案」を提案した。

(1)現状の再認識

- ・全体の相談体制：（課題）障害者就労支援、障害児童の相談体制の検討が不足しているのではないか

○障害児相談支援

18歳以下の相談は、子育て、教育との関係性が強いという特徴がある。発達支援センターを中心とした第2層に相当する相談機能を補強する体制、コーディネーター機能の必要が求められるが今後は？

⇒障害児相談は、母子保健から始まり行政サービスでゆっくり関わりながら障害福祉サービスにつなげていくため、成人の場合の入り口かかわり方が違うことを踏まえ、別でしっかり検討する必要がある。

○現状を共通認識するために資料の掲載が必要ではないか。

計画相談の事業所数、相談員数、対応件数、一人当たりの担当数、常勤の有無、法人内外の利用者割合等

(2)第一次案の内容について

現状や課題に対する改善の柱をたて、課題に対する改善案という形式で6つに分けて提案した。

①重層的な相談体制の整備について。各層の役割を遂行できる体制で、サービス利用者に計画をつなげること。一層目はたくさんの件数を担当し、計画を作ることが役割。二層目はサービスにつながりにくい、例えば支援困難や経済的な課題、虐待者の支援等、計画相談と一般相談とペアになって取り組むイメージ。三層目は相談支援事業所の相談の様々な機関をつなぐなど、役割と構造をしっかり明確にして取り組んでいく。

②相談支援事業所は独立採算。重層的な相談体制が機能する体制には各事業所が独立採算がとれるよう努力をすること。草津市の加算制度をしっかりと広めてみんなが使えるようにしていく。

③相談員の確保。利用者にサービスがきちんと届けるために、今後どのくらい相談員が必要かという根拠を示す。

④一般相談の機能強化と複数設置の問題。専門的、障害児相談の窓口、就労の分野等において、相談員が複数在籍し、一定の相談件数に対応している事業所には将来的に一般相談の委託を検討している。

⑤基幹型相談支援センターの充実

⑥人材育成の確保

(3)意見

・第一次提案の実効性はどうなのか。特に指定特定相談支援事業所の相談員の複数配置と一般相談支援事業所の複数委託については受け手の法人・事業所の都合や状況が大きいのではないか。

⇒障害者相談支援事業に対する認識の共有

計画相談は、障害者ひとり一人の人生を支えていくための整備を進めるという共通認識を社会が持つこと。事業の利益追求優先ではいけない。

一般相談は、総合相談窓口のようなもの。「何か困った時にとりあえずここに行けば話を聞いてくれて、適切なところにつないでくれるコーディネート機能と、サービスにつないでいくまでになかなか担い手が見つからない時に相談者の伴走を担う役割」である。そこをスタートに論議をしていこうではないか。

・6つの提案の中で、上記の①、②、③、⑤、⑥については概ね同意があったが、④の一般相談支援事業所の在り方について協議が集中した。

・一般相談支援事業所の在り方

今ある事業所（草津市立障害者福祉センターと地域支援センター風）に予算的に補助して機能を強化させていく方向性で現状進んでいるのではないか。しかし、それで一般相談の機能強化が図れるのか、特に障害児の相談体制については検討が必要との意見が出た。

・人材育成

人材の育成は重要な取り組み事項である。相談員が相談支援事業所で採算がとれるような機能が果たせるには最低2年位は必要である。さらに4～5年経験を経て、相談支援専門員の要件を満たした人材となる。各事業所でも自事業所で人材育成に取り組む必要がある。それを支援する地域の体制が必要である。

(4)今後

①数字的な目標、②具体的な手立て、③改善策をどう進めていくの、④優先順位の以上を踏まえ、もう一度骨組み御整し、再検討を行う。

・障害児相談の整理については、別の場所で議論していく

・「提言書」⇒「報告書」へ。

このプロジェクトのまとめは、今後の福祉計画等の見直し等の参考材料等のため、「報告書」への変更への意見が出た。